平成２９年（フ）第３５８号
千葉県松戸市中金杉３丁目275番地　パリス103号
債務者　日野　政孝
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３７０号
千葉県野田市宮崎80番地の７　市営住宅宮崎西団地２号棟403号
債務者　渡邉　朝湖
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３７８号
千葉県我孫子市中峠2473番地　ケアハウスわらく
債務者　針生　一郎
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４０５号
千葉県松戸市新松戸３丁目168番地　ソフィアⅢ103号
債務者　小久保正之
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１号
鹿児島県出水市大野原町430番地　コーポエミＢ棟１号
債務者　大迫　健一
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
青森県弘前市大字撫牛子１丁目12番地55
債務者　齊藤　　猛
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２４号
茨城県日立市宮田町２丁目６番５―102号
債務者　笠原　秀雄
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第５２号
茨城県日立市東多賀町４丁目11番22号
債務者　益子　龍輝
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第５３号
茨城県日立市南高野町２丁目22番14号
債務者　松木　陽子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第５４号
茨城県日立市田尻町５丁目１番１―202号
債務者　黒羽　翔太
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６２号
青森県弘前市大字高田１丁目６番地１　県営住宅ハ―３―６号
債務者　佐藤　良子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第７８５号
愛知県海部郡大治町大字西條字殿池77番地　ロスロリエンＢ棟202号、従前の住所愛知県あま市上萱津矢台38番地１　ティンカーベル103号
債務者　橋本　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９７号
愛知県小牧市小牧１丁目143番地　市営大輪住宅３棟501号
債務者　伊藤　早織
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３号
広島県福山市神辺町大字川南1061番地１　コーポ睦Ｃ
債務者　平松　明彦
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８４号
広島県福山市神辺町大字川南1061番地１　コーポ睦Ｃ
債務者　平松　里恵
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４１号
山口県周南市大字徳山6785番地の40
債務者　福岡　亮子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第２８０号
千葉県我孫子市湖北台７丁目２番19―507号
債務者　三宅　宣郎
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部